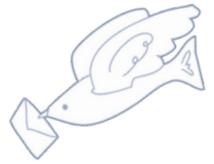


#06
2024
Dec.

あんしんぶん



「共同親権に関する報道ガイドライン」を作成しました！

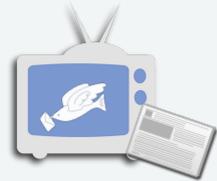
テレビや新聞などで、DVの実態を無視し加害者の主張のみを取り上げる報道が後を絶ちません。間違った法律の解釈をそのまま報道していることもあり、DV・虐待被害者が委縮することにつながりかねません。特に、周りから理解されづらい精神的DVの特徴もふまえて離婚家庭の実態を正確に取材して報道していただくために、報道ガイドラインを作成しました。

ホームページに本文やリーフレットを載せています。▶▶▶
正しい報道がなされるよう、みんなで指摘していきましょう！



共同親権に関する報道チェックリスト

読者および視聴者が「誤解やゆがんだ情報」を受け取らないようにするため、以下の4点について報道のチェックをお願いします。



**調査は信頼
できるものか**

信頼性の高い調査などを利用せず、極めて特殊な例をあげて、それがあたかも一般的であったり、増加傾向にあったりするように紹介していないか。



**基本的な情報を
確認したか**

裁判所の決定・判決など、基本的な情報の確認を正確に行ったか、または一部を切り取って報道していないか。



**婚姻中の関係は
どうか**

DVや虐待の有無、対等な関係だったかなどの離別するきっかけとなった重要な事情を報道しているか。



**双方から取材の
協力が得られて
いるか**

双方へ取材して報道しているか。やむを得ず双方に取材できない場合は、一方の主張のみでなく関係者など他方の主張や判決などの基本的な情報を踏まえた報道となるよう配慮をしているか。

1月31日まで！ 映画製作クラファン実施中！

DVや虐待に苦しむ未来の被害者を減らし個人の尊厳が守られる社会になるよう願いをこめて、映画を作ります。製作費のご支援をお願いいたします。



国連の「女子差別撤廃委員会(CEDAW)」から日本に勧告!

10月にスイスで開催された国連女性差別撤廃委員会に「子どもとDV被害を守るために」「日本の共同親権導入における課題と懸念」のレポートが提出され、国連から日本政府に対し勧告が出されました。憲法では日本が締結した条約及び国際法規を誠実に遵守すると定めており、政府が勧告を無視することは憲法違反になり得ます。政府がどのように取り組むか、注視していきましょう。

子どもとDV被害者を守るために:
DV及び高悪質率率の
面会交流制度改革を



別居親と子が面会することに関し、殺人事件を含む有害な面会交流が実施されていることや、困難を抱えながら面会交流を実施していることなど、日本では様々な問題が起きているにも関わらず、政府が全く対策をとっていないことを挙げ、面会交流に関する実態調査や支援体制の構築など、適切な勧告を出すことを求めました。

日本の共同親権の導入における背景と、共同親権の問題点や、日本社会におけるジェンダー不平等・シングルマザーの貧困、日本の制度が海外で誤解されていることを指摘し、離婚後の嫌がらせ（ポスト・セパレーションアビューズ）の調査と対策、DV対策の改善、不本意な合意に誘導されることのない裁判所手続きの改善など、日本の政府がすべきことを訴えました。



日本における女性の人権状況についての懸念や改善のための日本政府に対する勧告

懸念

- 民法の規定が遵守されていない結果、女性にとって資産の管理や離婚手続きにおける財産の平等な分割が困難になっている。
- 現在の協議離婚制度の下では、父親が虐待的である場合にも子どもとの面会が優先され、子どもと母親の両方の安全を損なう可能性がある。
- シングルマザーが直面する社会経済的な課題や性差別について、政策が適切に対処できていない。

勧告

- 離婚手続きにおいて平等な財産分与を可能にするため、民法の規定の遵守を確保する措置をとること。
- 離婚を求める女性に安価に法的助言を提供すること。また、裁判官と家庭調査官が子どもの親権と面会を決定する際、ジェンダーに基づく暴力を十分に考慮するよう能力開発を強化／拡大すること。
- シングルマザー支援のため、十分な数の安価な保育施設の提供や、職業生活と家庭生活の両立を促進する目的を絞った措置の採用、シングルマザーをめぐる性差別的な固定観念をなくすこと。

弁護士JPニュースより (<https://www.ben54.jp/news/1648>)

#06

2024
Dec.

発行元：ちょっと待って共同親権ネットワーク

HP：<https://cm-network.info/>

SNS (X)：@chottomatte_net

SNS (facebook)：chottomatte.net